

## 西南学院大学博物館所蔵

# 「転切支丹類族矢野玄説 母たね病死二付葬礼見届之覚」

迫田ひなの

### はじめに

西南学院大学博物館は、キリスト教主義教育という建学の精神に基づき、キリスト教史を体系的に提示するコレクションの形成を目指すという理念のもとで資料収集を行なっている。その中には日本におけるキリスト教の伝来と中近世の禁教政策、そして近代の信仰の解禁に関する資料が多数収集されている。

本稿で紹介する「転切支丹類族矢野玄説母たね病死二付葬礼見届之覚」は、宝暦十一（一七六一）年に作成された、転びキリシタンの類族である「たね」の葬儀に関する報告書である。作成地に関する情報は記されていないものの、史料中に見える「本行寺」と「受源院」は青森県弘前市に現存している<sup>1</sup>。さらに、宛先に記された「笠原八郎兵衛」は、非番の用人兼御用掛として弘前藩初の刑法典である安永律（「御刑罰御定」）の制定に関わった人物<sup>2</sup>と同一であると考えられることから、本資料が弘前藩で作成された史料であることはほぼ間違いないと思われる。

### 一 弘前藩におけるキリスト教史

豊臣政権を引き継いだ江戸幕府は、当初は積極的な禁教政策を行なっ

いながったが、慶長十七（一六一二）年の岡本大八事件で家康の周囲に多数のキリシタンがいることが発覚したことを契機に、幕府の直轄地に禁教令が発布された。翌年には全国でキリスト教の信仰が禁じられたのだが、その際、京都・大坂地方の信徒のうち棄教しない七十一人が慶長十九（一六一四）年の春に蝦夷地及び津軽へと追放された<sup>3</sup>。

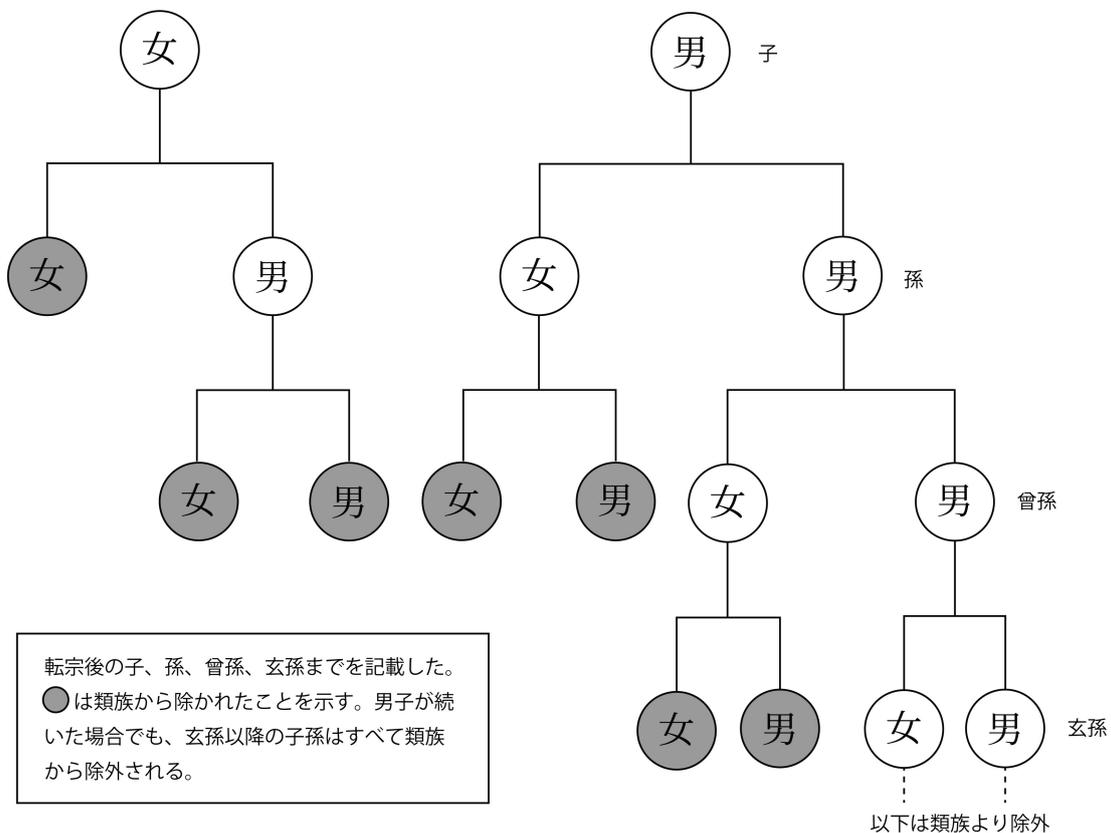
当時の弘前藩主は二代津軽信枚で、彼は父である為信によって洗礼を受けさせられた元キリシタンであった。この時、奥羽地方は宣教師による積極的な伝道はまだ行なわれておらず、京坂地方から追放された信徒以外にキリシタンは殆ど存在しない状態であったと考えられる<sup>4</sup>。

しかし、京坂地方の信徒たちは追放から三年のうちに領民へと入信を勧めるようになり、また信徒獲得のため宣教師の往来が行なわれたことでキリシタンが増加した。その結果、元和（一六一六）年には信徒六名の火刑が行なわれ、禁教政策が強化された三代将軍家光の治世には寛永元（一六二四）年にトマス・スケザエモンが火刑に処されたのを皮切りに、同三年には十一人が津軽で死罪となっている。さらに島原・天草一揆の翌年、寛永十五（一六三八）年には津軽で七十三人を火刑に処し、同二十年に火刑に処された五右衛門が津軽における最後の殉教者となった<sup>5</sup>。

このように、幕府による禁教令は弘前藩でも遵守されているが、それは転びキリシタンの類族の扱いに関しても同様であった。貞享四（一六八七）年六月二十二日に出された類族に関する法令<sup>6</sup>には、転びキリシタン本人が転宗する以前に出生の子は性別を問わず本人と同様に扱われ、転宗後に生まれた子及びその子孫は類族として取り扱うことが規定されている。また、転びキリシタン本人と本人同前の者が死亡した際には遺体を塩漬けにすること、類族の者が死亡した際には検死のち火葬することなどが明記されている。元禄八（一六九五）年六月十三日の法令<sup>7</sup>では、類族に関する規定がさらに細分化されており、『徳川実紀』によると、

父母転宗せざる以前の子、幼して父母にはなる、といふとも本人にかはらず。其ゆへは、出生のとき其父母功德の水といへるをそぎ、己が宗徒になしかたむるによればなり。その子は男女ともに同じかるべし。孫より男子つゞき来るときは、耳孫まで類族たるべし。転ぜしの子は、男子続き来るときは玄孫まで類族たるべし。転後の孫まで男にて、曾孫にいたり女ときは、曾孫まで類族たるべし。玄孫は類族を免るべし。転後の子男たり共、其孫女ならば、孫まで類族たるべし。曾孫は免るべし。転後の子女にて、孫は男たらば類族にいたり、孫女ときは免るべし。本人并に本人にひとしきものより忌服うくべき親族、その他舅姑、婿は類族たるべし。(後略)

と規定されている。元禄の法令で転びキリシタン本人の規定が除外されたのは、新たな転びキリシタンが出る恐れがほとんどなくなったと判断されたためだろう。そして新たに設けられたのは、「類族」として管理される子孫の範囲に関する規定であった。これによると、転びキリシタンが転宗する前に出生した子(本人同然)の場合、孫から男子が続く場合には耳孫(五世代)までが類族とされるのに対し、転宗後に生まれた子の場合には、男子が続く場合でも玄孫までが類族とされた。転宗後の子の子孫で類族として扱われる範囲を図示すると以下の通りになる。



このように、類族の範囲は男女によって取り扱いが異なっている。転宗後の子が男子であった場合には孫の性別にかかわらず孫も類族に含まれるが、転宗後の子が女子且つ孫も女子であった場合には、孫は類族から除かれ、転宗後の子のみが類族として扱われる。つまり、同世代の親族であっても類族と非類族が混在するという複雑な状況が発生したのである。

## 二 史料の概要

史料は後世に裏打ちがなされており、法量は三十二・〇糶×四十五・五糶である。また、いつの時点で付着した汚れかは判断できないが、史料の中央下部には等間隔で連続した染みが見られることから、もとは縦に折りたたんだ状態で保管されていたと考えられる。作成者は葬儀の検使として派遣された足軽目付の成田忠左衛門と御徒目付の黒瀧長次郎で、職位の記載はないものの、宛先は大目付である笠原八郎兵衛と田村源太兵衛となっている。成田と黒瀧の名前の下にはそれぞれの印が捺されているため、日付の通り、宝暦十一（一七六一）年に報告書の原本として作成されたものだろうと予測される。

### 凡例

- 一、刊行に際しては原本の体裁を表すように努めたが、文字の位置等については多少の修正を加えた。
- 一、原則として常用漢字を用いた（地名・人名の固有名詞を除く）。
- 一、変体仮名は、原則として「江」「而」のみを使用した。
- 一、平仮名の「者」は「は」、「茂」は「も」、「与」は「と」とした。
- 一、句読点は筆者による。
- 一、（ ）内は筆者の注。

## 三 関係資料について

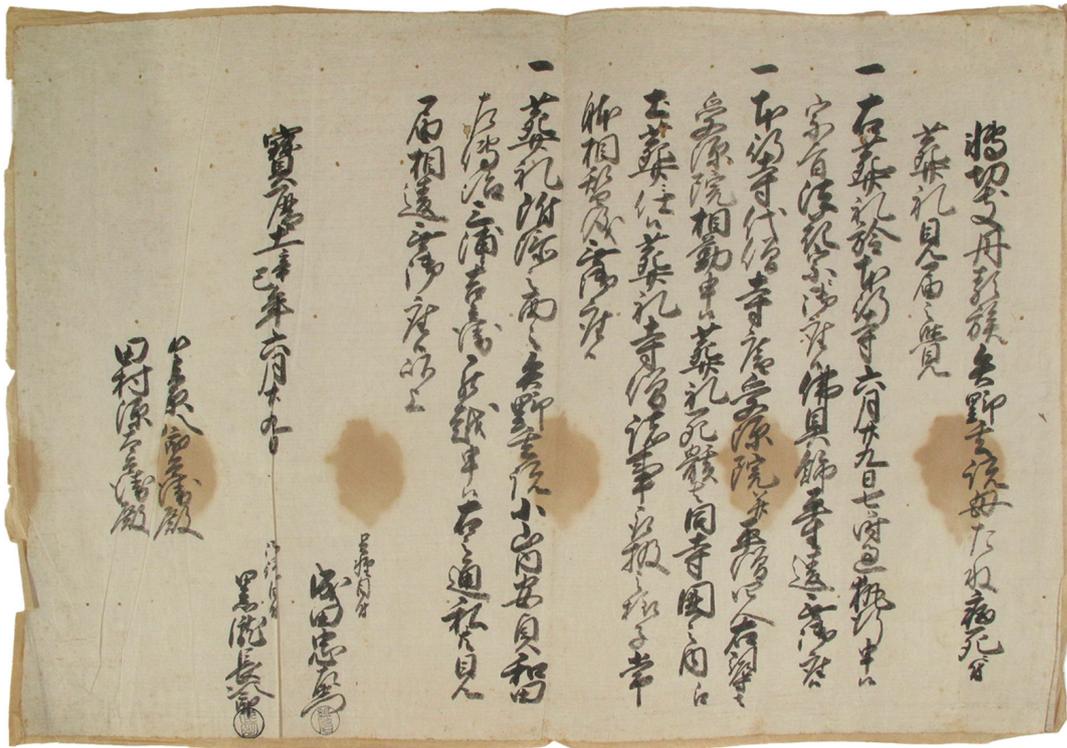
それでは、切支丹の類族として管理される「たね」やその息子である「矢野玄説」とは一体何者なのだろうか。これに関する手がかりは、藤原通磨が弘前藩中興の祖である四代信政の事績を編纂した『奥富士物語』に見ることができる。<sup>9</sup>これによると、

予或時矢野の累書見たり。先祖矢野兵衛門元俱は松平越後公に仕へ、知行三百石にて岡嶋壱岐組にて相勤正保二年死す。其子医業にて矢野元与元行といふ。此人寛永八年二月廿八日桂光君御代金十両に五人扶持被下、御近習医相勤、尤其業勝れ御頼にて参候とかや。后年隠居して隠居料俵子五十俵被下、元禄五年死す。伝に、隠居后何にても願無きと有しに、何も願は無御座候。登城の砌、下乗迄駕籠御免被仰付度旨申上、願之通りにて有之由、其子道悦<sup>益</sup>元智は智養子にして、実小泉長兵衛次男也。部屋住之内天和二年十一月に金式枚三人扶持被下置、后元禄十三年頃死去、其子道益其子当玄悦と言、此家伝切支丹也。小泉よりの血統か本国越前福井と云ふ。

とあり、矢野家の先祖である矢野兵衛門は越前高田藩の松平光長の家臣・岡嶋壱岐の配下だったという。その子である矢野元与は医師としての腕を買われ、寛永八（一六三二）年に弘前藩に御近習医として出仕したようだ。そして「たね」が類族として管理される原因となった人物が、越前福井から出た軛びキリシタン・小泉長兵衛の次男で、元与の婿養子となった「道節<sup>節</sup>」である。<sup>9</sup>弘前藩の御日記方が作成している『弘前藩庁日記』によると、道説は元禄十三（一七〇〇）年十二月十九日に五十四歳で死亡している<sup>10</sup>ことから、生年は正保四（一六四七）年頃と推定される。津軽で

行なわれた最後の火刑が寛永二十(一六四三)年であることから、父であ

る小泉長兵衛がそれ以降に転宗したとは考えにくいため、道説は転宗以後



轉切支丹類族矢野玄説母たね病死二付  
葬礼見届之覚

- 一 右葬礼於本行寺、六月廿九日七ツ時過執行申候、
- 宗旨法花宗二御座候、仏具飾平生違無御座候
- 一本行寺代僧寺庵受源院并平僧四人、右引導は
- 受源院相勤申候、葬礼死骸は同寺圍之内江
- 土葬二仕候、葬礼寺僧諸事取扱之様子、常
- 体相替儀無御座候
- 一 葬礼附添之面々、矢野玄説・小山内安貞・和田
- 左傳治・三浦吉兵衛罷越申候、右之通私共見
- 届、相違無御座候、以上

寶曆十一年六月廿九日

笠原八郎兵衛殿  
田村源太兵衛殿

成田忠左衛門  
黒瀧長次郎

轉切支丹類族矢野玄説母たね病死二付  
葬礼見届之覚

- 一 右葬礼於本行寺、六月廿九日七ツ時過執行申候、
- 宗旨法花宗二御座候、仏具飾平生違無御座候
- 一本行寺代僧寺庵受源院并平僧四人、右引導は
- 受源院相勤申候、葬礼死骸は同寺圍之内江
- 土葬二仕候、葬礼寺僧諸事取扱之様子、常
- 体相替儀無御座候
- 一 葬礼附添之面々、矢野玄説・小山内安貞・和田
- 左傳治・三浦吉兵衛罷越申候、右之通私共見
- 届、相違無御座候、以上

宝曆十一年辛巳年六月廿九日

笠原八郎兵衛殿  
田村源太兵衛殿

足輕目付 成田忠左衛門  
御徒目付 黒瀧長次郎

の子として、「本人同前」ではなく「類族」の扱いを受けたのだろう。実際に、元禄五（一六九二）年には類族として町奉行宅へ呼び出された者の中に矢野道説の名が挙げられており<sup>11</sup>、そのため彼の娘である「たね」も同様に類族として扱われることとなった。

次に、この報告書がどのような手順に従って作成されたのかについて見てみよう。史料作成の経緯に関しては、『弘前藩庁日記』に「たね」が病死してからの事柄が詳細に記録されている<sup>12</sup>。

六月二十八乙未日 曇

（中略）

一 矢野玄説申立候、私母病氣之処、今朝病死仕候、尤類族之儀御座候間、寺社奉行江も御断申上候、依之御見分被<sup>兩字</sup> 仰付度旨申出之、願之通申付旨申遣之

一 寺社奉行申立候類族矢野玄説母病死仕候旨断御座候、先格之通御檢使并御徒目付・足輕目付見分可被<sup>兩字</sup> 仰付候哉、奉伺旨申出之、主水江達之伺之通檢使御手廻耆人・両目付耆人宛申付旨申遣之、御手廻組頭并大目付江も申遣之

最初に見られる記事は、玄説から母たねの死亡に関する届け出があったというものだ。これを見ると、類族が死亡した場合には、死亡が確認された当日に子が寺社奉行などに届け出を行なっていることが分かる。遺体の見分には、先例に倣って「御檢使」「御徒目付」「足輕目付」の三名が派遣されており<sup>13</sup>、次の記事には檢使である竹中忠左衛門による見分書と、足輕目付の成田忠左衛門と御徒目付の黒瀧長次郎による連名の見分書の計二通が差し出されている。

一 転切支丹類族矢野玄説母たね病死に付、死骸見分書付差出候趣左之通

一 檢使御手廻竹中忠左衛門申出候は、転切支丹類族矢野玄説母たね病死に付死骸見分之覚

一 右たね死骸見分仕候処、惣身疵無御座、病死紛無御座候

一 宗旨法花本行寺善遊と申出家附添、位牌佛具常体相替義無御座候

一 右たね今年七拾五歳罷成、当月廿日より相煩病氣傷寒にて、御医者

伊崎三隆町医山辺玄達薬用致候得共、養生不相叶、今朝病死仕候由

申候

一 親類矢野玄説姉、長内安貞母附添罷有候

一 末期申置候義有之哉と相尋候処、何も申候由申候

一 御徒目付黒瀧長次郎・足輕目付成田忠左衛門、右両人拙者一所罷越見分仕候

見分仕候

右之通相違無御座候、以上

宝曆十一辛巳年六月廿八日 竹中忠左衛門印

吉村場左衛門殿

一 御徒目付・足輕目付申出候は、転切支丹類族矢野玄説母たね病死に付、死骸見分之覚

一 右死骸檢使竹中忠左衛門罷越、私共見分仕候処、惣身疵類等無御座候、病死紛無御座候

一 宗旨法華本行寺檀那御座候、佛具飾平生違無御座候

一 右たね今年七拾五歳罷成候、当月廿日頃より傷寒相煩、御医者伊崎

三隆町医山辺玄達薬用仕候得共、養生不相叶、今朝五時病死仕候由

一 右死骸附添罷有候親類、玄説姉附添罷有候

右之通私共見届相違無御座候、以上

足軽目付 成田忠左衛門印  
御徒目付 黒瀧長次郎印

田村源太兵衛殿

笠原八郎兵衛殿  
田村源太兵衛殿

見分書には、身体に傷がないことから間違はなく病死であること、仏具飾りがキリシタンと思われるような異常がないこと、遺言の有無や付添人などが記録されている。また、これによると「たね」の死因は八日前から患っていた「傷寒」であると明記されており、風邪やインフルエンザ、腸チフスなど、発熱を伴う何らかの病によって死亡したものと思われる。そして次の記事が、「たね」の葬儀に関する覚書である。

一 御徒目付・足軽目付申出候は、

転切支丹矢野玄説母たね病死に付葬礼見届之覚

一 右葬礼於本行寺、六月廿九日七時過執行申候、宗旨法花宗御座候、

佛具飾平生違無御座候

一本行寺代僧寺庵受源院并平僧四人、右引導は受源院相勤申候、葬礼

死骸は同寺囲之内江土葬仕候、葬礼寺僧諸事取扱之様子、常体相替

儀無御座候

一 葬礼附添之面々、矢野玄説・長内安貞・和田左傳次・三浦吉兵衛罷

越申候

右之通、私共見届相違無御座候、以上

宝曆十一辛巳年六月廿九日

足軽目付 成田忠左衛門印

御徒目付 黒瀧長次郎印

笠原八郎兵衛殿

覚書の送り仮名などに細かい違いは見られるものの、内容や体裁は当館が所蔵する史料とほぼ完全に合致している<sup>4)</sup>。このことから、当館が所蔵する「転切支丹類族矢野玄説母たね病死ニ付葬礼見届之覚」が成田・黒瀧らから提出されたのち、御日記方によって書き写されたのではないかと思われる。「たね」の遺体は葬礼ののち本行寺に土葬されたとあり、玄説ら四名が付き添ったという。覚書の日付は死亡日の翌日である二十九日になっているが『弘前藩庁日記』中では二十八日の項に記載がある。最後に見られる記事は、寺社奉行による覚書である。

一 寺社奉行申出候は、転切支丹類族病死之覚

転切支丹小泉長兵衛孫たね、右は矢野道節養娘御座候、右たね義当

已六月廿八日、七拾五歳にて病死、旦那寺法花宗本行寺おゐて死骸

取置申候

右類族病死は二季七月十二月御届之部御座候、御両所江御無判之御

書付にて御断被遊候筈御座候に付、右之趣申上候、以上

宝曆十一辛巳年六月晦日

成田喜八郎印判書判

松田恵次郎印判書判

笠原八郎兵衛殿

田村源太兵衛殿

(後略)

これによると、「たね」は矢野道説の養女として迎えられたことで、転びキリシタンであった小泉長兵衛の孫になったという経緯が記されている。

また、貞享の法令以降、類族の死亡の届出については二季（七月と十二月の年に二回）に申し出るべきと扱われているが、報告書の内容からこれが忠実に守られていることもうかがえる。この覚書の日付は晦日だが、『弘前藩庁日記』中ではやはり二十八日の項に記載されている。

元禄の規定によれば、転宗後に出生した子が男子であっても、孫が女であれば孫までが類族となり、曾孫は類族ではないとされた。つまり、「本人」である小泉長兵衛から見て、彼が転宗したのちに出生した道説（子の養子「たね」（孫）は女性であるため、「たね」以降の子孫は男女問わず類族から外れることになる。しかし、「たね」の死から約十三年後、安永三（一七七四）年四月十一日の『弘前藩庁日記』に息子である矢野玄説に關する記事が見られる<sup>15</sup>。

四月十一甲午日 曇 午ノ刻過小雨

（中略）

一 矢野玄説病氣養生不相叶、唯今病死之旨、御目付より申出達之

一 矢野道益申立候、私親玄説儀当四月五日より疝痛相煩、色々養生仕

候得共、不相叶今朝四ツ時病死仕候に付、寺社奉行中江御断申上

候、御見分被<sup>開字</sup> 仰付被下置度奉頼旨申出之、主膳江達之、願之通為

検使御手廻壺人・見分御徒目付壺人・足輕目付壺人被<sup>開字</sup> 仰付旨、御

手廻組頭并大目付江申遣之、尤矢野道益江も申遣之

一 寺社奉行申立候、転切支丹類族矢野玄説儀、今朝病死仕候段、悴道

益より断御座候、先格之通御検使并御徒目付・足輕目付、死骸見分

可被<sup>開字</sup> 仰付哉之旨申出之、主膳江達之、窺之通申付旨申遣之

一 寺社奉行申立候、類族矢野玄説病死に付、御検使并御徒目付・足輕

目付死骸見分別条無御座取置被<sup>開字</sup> 仰付候得は、且那寺於本行寺土葬

取置申候、其節兩目付立合可被<sup>開字</sup> 仰付哉、奉伺旨申出之、主膳江達

之、伺之通申付旨申遣之、兩目付之儀大目付江申遣之

（後略）

玄説は六日間ほど疝痛を患ったあと、四月十一日に死亡したことが目付と息子である道益によって報告されている。本来であれば玄説は類族ではないため、遺体の見分などにも必要はないはずだが「たね」が死亡した時と同様に寺社奉行にたいしても報告がなされ、検使ら三名の派遣が仰せつけられている。検使らは玄説の遺体と葬儀の見分を行なっているものの、傷の有無などの状態や仏具飾りに關する言及もない。一方、翌日には再び道益からの伺いが立てられている。

四月十二乙未日 曇 巳ノ下刻晴

（中略）

一 矢野道益申立候、私親玄説病死に付、御見分相済申候、依之死骸今

晩本行寺江葬申度奉伺旨申出之、主膳江達、伺之通申付旨、尤前々

之通御徒目付・足輕目付立合申付旨申遣之

一 右に付大目付江左之通

類族矢野玄説儀、病死見分相済候に付、今晚於本行寺土葬二取置

候儀、伺之通被<sup>開字</sup> 仰付候、其節兩目付立合申付候間、前々之通相

勤候様御申付可有之旨申遣之

これによると、葬儀は行なったものの埋葬までは済んでおらず、道益が埋葬に關する指示を仰いでいる。これに対し、藩からは前例の通りに目付が二名派遣されることが記されている。埋葬は晩に行なわれたため、その報告はさらに翌日の記事にある。

四月十三日丙申日 快晴

(中略)

一 寺社奉行申出候、類族矢野玄説病死に付、昨晩於本行寺、葬送両目付立合之上土葬ニ取置候旨、悴道益より申出候、此段申上旨申出之、主膳江達之、承届旨申遣之

玄説の埋葬は、目付立ち合いのもつつがなく済んだことが寺社奉行によつて報告されており、これ以降、玄説の葬儀に関する記事は見られない。

このように、複雑な規定によつて、類族ら当人はおろか、それを管理する藩も類族の範囲を正確に把握できていないことが分かる。藩は遺体や葬儀の見分など「前々之通」りに類族死亡の際の手続きを行なっていると記しているが、実際には、埋葬の立ち合いが類族側からの要請によつて派遣されるなど、手続きがきちんとは行なわれていないと言いがたい。玄説の死亡に関する記事は「たね」の事例よりも簡略化されており、覚書を作成・提出する指示や、その写しなども日記には一切見られないのである。藩は玄説を類族として認識していながらも以上のような対応を取っており、宝暦年間と安永年間とを比較しても、類族の取り扱いが徐々に厳格さを失い形骸化していく様子を知ることができる。

## おわりに

貞享・元禄の類族に関する法令の発布は、幕府の禁教政策における一つの転換点であった。すなわち、寺請制度の確立や、長崎や豊後などで発生した「崩れ」による摘発を通して、キリシタンはほぼ根絶したとみなし、キリシタンの類族を管理するという次の段階に入ったことを意味する。

(110)

類族は出生、病死、駆け落ち、新縁、住所替え、改名、旅行など、人生の節目に届け出の義務が課された。京坂地方の信徒を受け入れた弘前藩にとつて類族改めは重要な課題だったのだから、類族の管理に対して細心の注意を払っているように見える。今回紹介した「たね」の葬儀に関する覚書は、例えばマリオ・マレガ資料<sup>16</sup>に含まれている十七世紀の白杵藩の類族の死亡届などと比較すると、かなり詳細なもので、弘前藩の類族に対する取り扱いの細やかさがうかがわれる。

しかし、そんな弘前藩においても、類族の管理が徐々に形式化するに従つて、類族から非類族への移行という概念が曖昧になっていくことが分かった。大橋幸泰氏によつて「類族」という属性は家ではなく個人に付加される性質だという指摘がなされている<sup>17</sup>が、同一世帯内に類族と非類族が混在するという特殊な状況ゆえに類族の管理は複雑さを増したと言える。本史料は、各藩の類族の管理体制を比較検討する上で有用な史料の一つだと言えるよう。

1 寛政十二(一八〇〇)年に作成された「弘前大絵図」南の二には本行寺と受源院を含む新寺町の様子が詳細に記録されている。弘前市立弘前図書館は、弘前藩が作成した藩政の公式記録である『弘前藩庁日記』などの所蔵史料をデータベースで多数公開している。(https://adac.jp/hirosaki.lib/top/)

2 黒瀧十二郎『日本近世の法と民衆』高科書店(一九九四)、九三〜九四頁。なお、家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典』第一巻(新人物往来社(一九八七)、二一九頁)には弘前藩の九代藩主津軽寧親・十代信順に仕えた家老として知られる「笠原八郎兵衛」の名があるが、寛政六(一七九四)年に奉公見習として手廻組に入り、享和と文政年間に活躍していることから別の人物であると考えられる。また、管見の限りでは元禄年間の『弘前藩庁日記』にも「笠原八郎兵衛」の名が見られ、彼らの関係は詳らかでないものの、所縁のある人物ではないかと思われる。

3 レオン・パジェス著、吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』上巻、岩波書店(一九三八)、三三四〜三三六頁。

4 菅野義之助著、及川大溪補訂『奥羽切支丹史』校成出版社(一九七四)一九三〜一九八頁。

5 「新編弘前市史」編纂委員会編『新編弘前市史 通史編三(近世二)』弘前市企画部企画課(二〇〇〇)

- 3) 六七二～六七四頁。
- 6 黒板勝美編『新訂増補 国史大系第四十二卷 徳川実紀』第五編、吉川弘文館(一九三二)、六〇三～六〇四頁。
- 7 黒板勝美編『新訂増補 国史大系第四十三卷 徳川実紀』第六編、吉川弘文館(一九三二)、二三二～二三三頁。
- 8 藤原道磨編「奥富士物語」巻五(一七六五)、(新編青森県叢書刊行会編纂『新編青森県叢書(六〇)』、歴史図書社(一九七三)、九八頁)。
- 9 前掲「奥富士物語」(一九七三)には小泉長兵衛の次男は「道悦(益か)」と記載されているが、後掲の『弘前藩庁日記』(註六)の記事によると「たね」の父親の名は「道節(説)」とあるため、本稿では「道説」と表記する。
- 10 津軽家文書『弘前藩庁日記(国日記)』元禄十三庚辰年從十二月十日至十九日(十二月十九日の条)、御日記方(弘前市立弘前図書館蔵)。なお、道説の死亡時には「たね」と同様に四通の覚書が作成されている。
- 11 前掲『新編弘前市史 通史編三(近世二)』(二〇〇三)、六七七頁。
- 12 津軽家文書『弘前藩庁日記(国日記)』宝暦十一辛巳年從五月到六月(六月二十八日の条)、御日記方(弘前市立弘前図書館蔵)。
- 13 小館衷三「津軽藩政時代のキリシタン類族について」(『弘前大学国史研究会』四十六号、弘前大学国史研究会(一九六六))によると、類族の死亡時、類族が町人の場合には足軽目付と御徒目付の二名で検死するが、武士の場合にはその二名の他に責任者として馬廻役や手廻役が派遣されるといふ。
- 14 付き添いの人物について、当館所蔵の資料には「小山内安貞」、『弘前藩庁日記』には「長内安貞」記されているが、単なる写し間違いか否か詳細は不明である。なお、『津軽古図書保存会文庫目録』には、筆写年代は明らかになっていないが「小山内安貞」が作成した知行帳の記載がある。
- 15 津軽家文書『弘前藩庁日記(国日記)』安永三甲午年 四月(四月十一日の条)、御日記方(弘前市立弘前図書館蔵)。
- 16 マリオ・マレガ資料(パチカン図書館蔵)は、昭和初期に日本で宣教・教育活動を行なったマリオ・マレガ(Mario Marega)神父が収集した資料群である。豊後国の宗門改めや類族制度に関する資料を中心とした四つの資料群からなっており、データベース(<https://basel.niji.ac.jp/~marega/>)で公開されている。
- 17 大橋幸泰「キリシタン類族改制度と村社会―臼杵藩の場合―」(二〇一八)、『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』第十四号(通巻第四十九号)、大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館、三四六～三六三頁。

迫田 ひなの(さいごだ ひなの) 西南学院大学博物館学芸研究員